

永 平 寺 町
一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画
(ごみ処理基本計画)

平成 25 年 3 月

令和 7 年 4 月 改定

永平寺町

目 次

I	計画の基本的事項	1
	第1節 計画策定の背景	1
	第2節 計画の基本的事項	2
II	ごみ処理の現状と課題	4
	第1節 本町の概況	4
	第2節 ごみ処理の現状	7
	第3節 上位計画・関連計画	19
	第4節 現状における課題	21
III	ごみ処理基本計画	22
	第1節 基本方針	22
	第2節 総排出量および処理量等の予測値と目標値	24
	第3節 ごみの減量化・再生利用計画	27
IV	計画の推進	32
	第1節 計画の周知	32
	第2節 計画の進行管理	32

I 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

廃棄物（ごみ）は、日常生活や経済活動を行う上で必ず生じるものですが、持続可能な社会の実現のためには、ごみの排出量を削減し、できるだけ環境負荷を抑えた適正処理の実施が必要です。

近年は、国民の環境への意識が高まりつつあり、ごみ減量をはじめとした循環型社会の実現に向けた取組も見られるものの、自然環境破壊や地球温暖化、世界的な資源の枯渇や食料不足など、地球環境の悪化は一層深刻なものとなっています。今後は、従来の社会経済システムを見直し、地球環境に対する負荷の低減や限りある天然資源の消費抑制、これまで使われてこなかった資源の活用などにより、持続可能な社会づくりを進めていくことが求められています。

このような情勢の中、国は、平成 12 年度に循環型社会の形成に向けて「循環型社会形成推進基本法」を制定しました。また、平成 29 年 5 月には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を改正し、都道府県ごとに一般廃棄物および産業廃棄物の削減目標や主体別の役割を定めた「廃棄物処理計画」の策定を義務付けました。これを受け、福井県においても平成 14 年 3 月に「福井県廃棄物処理計画」を策定しており、令和 3 年 3 月には廃棄物の減量化やリサイクルによる循環型社会をさらに推進していくため、また、「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえた行動計画として、計画内容の見直しを行いました。

また、2020(令和 2)年 10 月に国は 2050(令和 32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減ならびに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

今後の本町の環境行政は、循環型社会の形成に向けて、ごみ排出量の減量化とともに更に分別収集の徹底とごみの資源化を促進する必要があります。このため、本計画は、廃棄物行政に係る様々な問題について、長期的・総合的な視点に立って検討を行い、効率的な廃棄物収集・運搬体制を構築していく必要があります。そして、町民・事業者・行政が一体となったごみの減量化、資源化、適正処理・処分を推進することが求められています。



第2節 計画の基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、永平寺町で発生する一般廃棄物についての発生量を把握・予測するとともに、ごみ減量の推進・廃棄物処理体制の見直しなど下記の4つの課題に対応することを目的とします。このため、住民・事業者・行政が一体となった排出削減および再資源化に向けた方策、効率的な廃棄物処理体制、普及啓発に向けた取組の方向性を明確にすることにより、環境負荷の少ない循環型社会の構築並びに効率的かつ適正な廃棄物の処理・処分に資することを目的とします。

【計画の課題】

- ① 町内で発生する一般廃棄物の発生量の把握・予測
- ② 排出削減・再資源化に向けた方策の検討（3Rの推進）
- ③ 多様な町民ニーズに対応したごみ収集システムの構築
- ④ 合理的なごみ処理方策の選択

2. 計画対象地域

本計画は、永平寺町全域を対象とします。

3. 計画の目標年度

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

社会情勢や本計画の進捗状況などを考慮した上で、計画の推進に支障をきたす事項が認められる場合においては、随時、計画内容の見直しを行うものとします。

4. 計画の位置づけ

本計画の位置づけは次のとおりです。

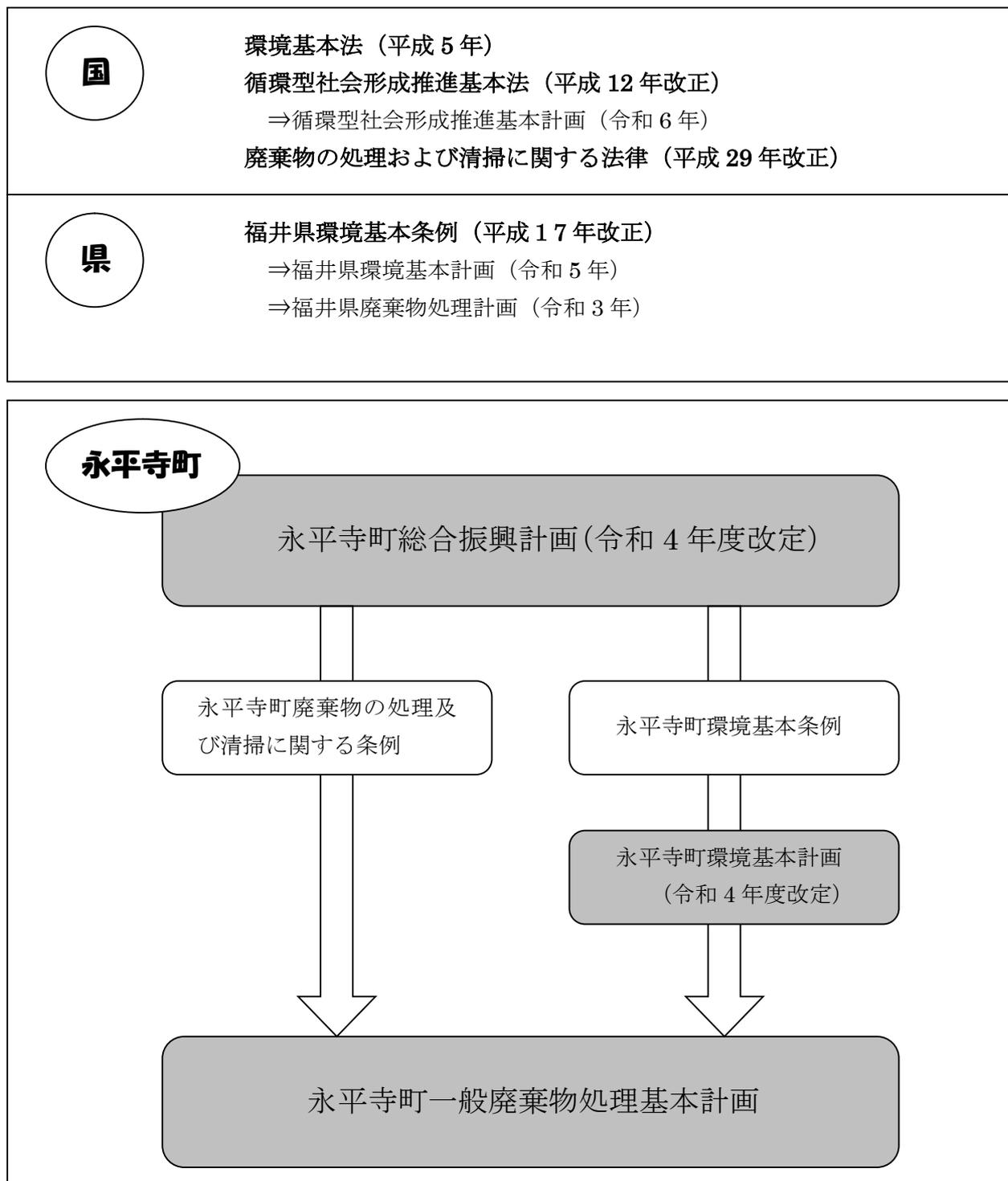


図 1-1 計画の位置づけ

II ごみ処理の現状と課題

第1節 本町の概況

1) 位置・地勢

本町は、福井県の北部に位置し東は勝山市、西及び南には福井市、北は坂井市に接しています。町域の中央を東西に県内最大の河川である九頭竜川が流れ、また北部には標高 1,053m の浄法寺山を頂点として山々が連なっています。町内には、九頭竜川と並行して国道 416 号線とえちぜん鉄道（勝山永平寺線）が走っています。西端には、北陸自動車道が南北に通っており、福井北インターチェンジが福井市との境になっています。



図 2-1 永平寺町の位置

2) 人口・世帯数

本町の令和 2 年の人口は 18,965 人（国勢調査）で、平成 12 年に比べて 2,217 人（10.4%）減少しており、今後も減少傾向が続くと考えられます。また、世帯数では令和 2 年が 7,285 世帯で、平成 12 年に比べて 504 世帯（7.4%）増加しており、核家族化が進んでいることが伺えます。

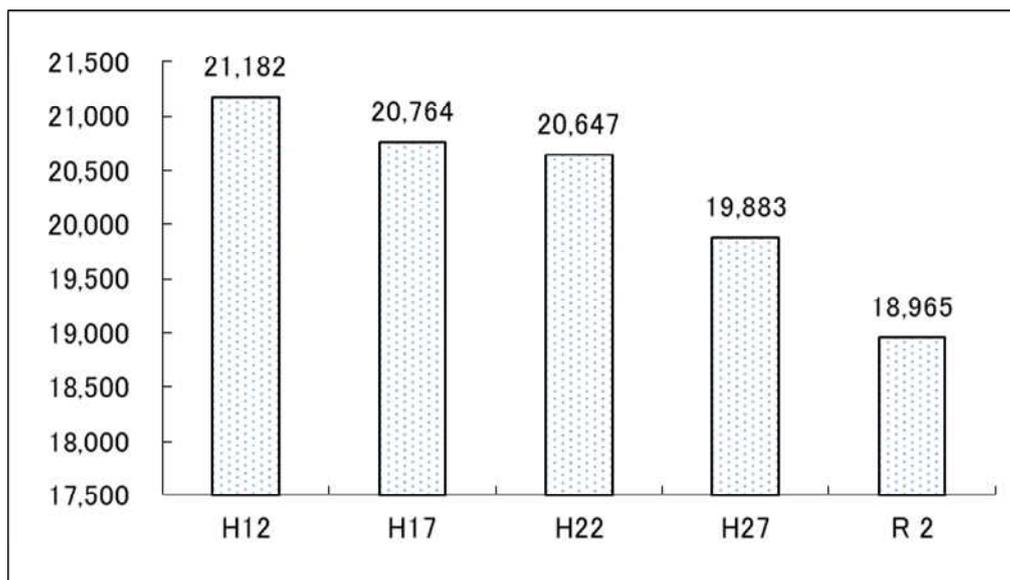


図 2-2 人口の推移

資料：国勢調査

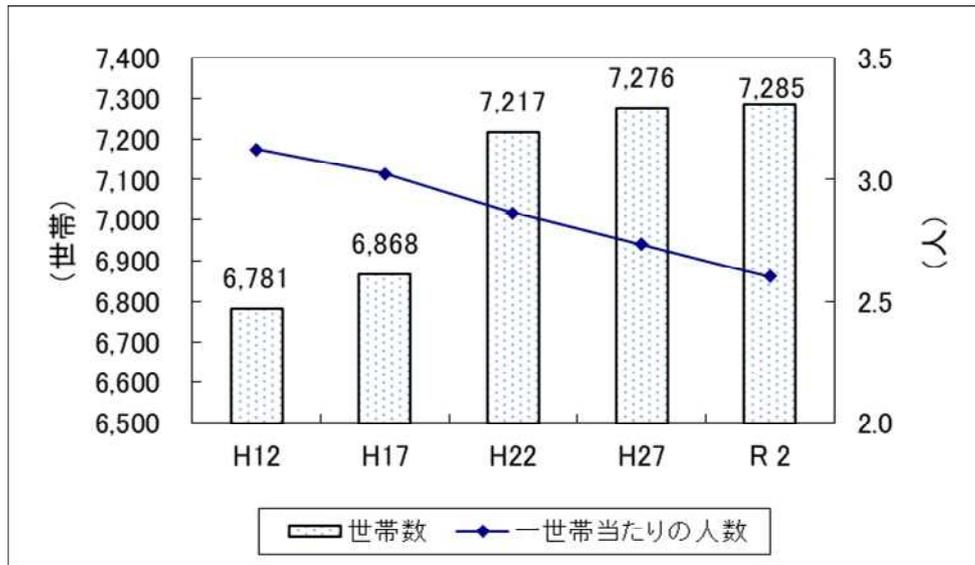


図 2-3 世帯数の推移

資料：国勢調査

3) 人口動態

自然動態では、近年は死亡数の方が出生数よりも多くなっており、その差が大きくなっている傾向にあります。社会動態では、近年は転入が転出を上回ることもあります、出生・死亡の数を踏まえますと、今後も人口の減少傾向が続くと考えられます。

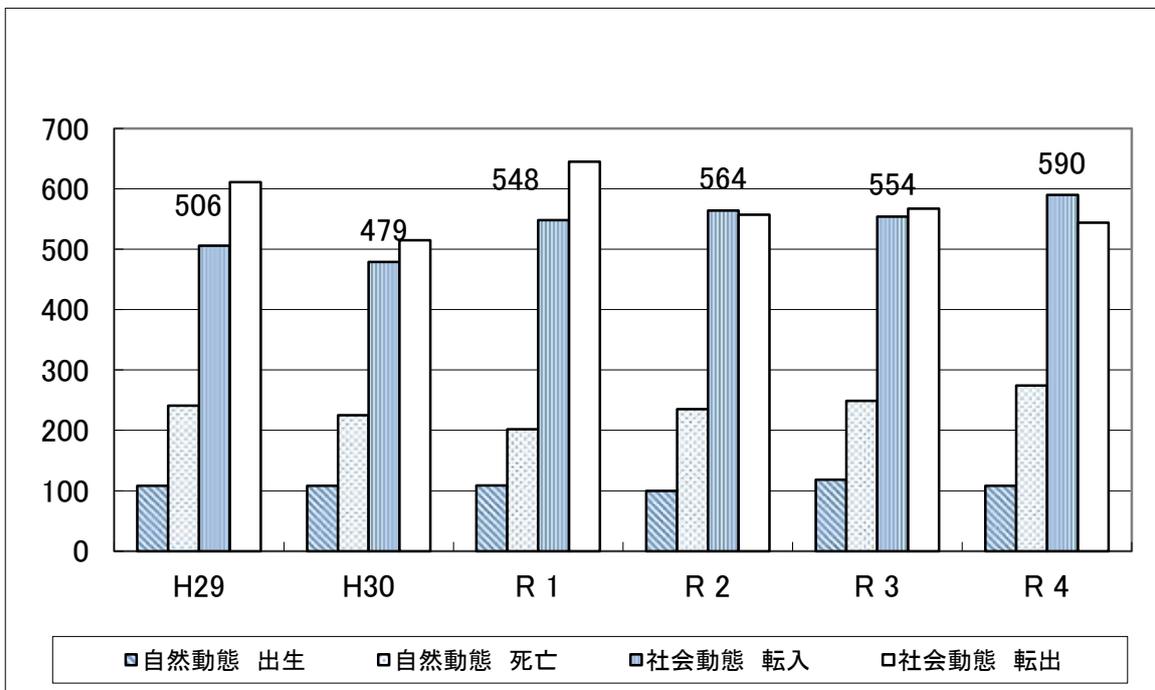


図 2-4 人口動態の推移

資料：福井県統計年鑑

4) 産業別就業人口

令和2年の就業人口は10,161人で、総人口の53.6%を占めています。経年的には第1次産業、第2次産業が減少、第3次産業が増加しており、産業構造の高次化が進展しています。平成12年に比べて、第1次産業は103人(25.1%)、第2次産業は1,020人(27.3%)減少しており、第3次産業は145人(2.07%)増加しています。福井県全体と比較すると、第1次・第2次産業に占める割合がわずかに低く、第3次産業に占める割合がわずかに高くなっています。

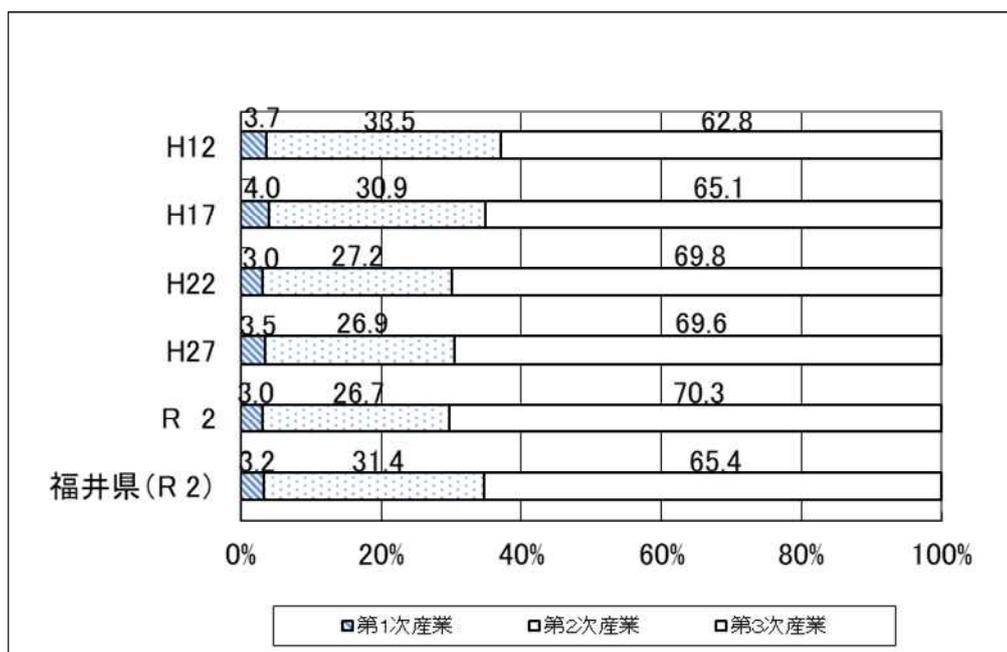


図 2-5 産業別就業人口の推移

資料：国勢調査

第2節 ごみ処理の現状

1) ごみ処理体系

本町では、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみについては、広域圏清掃センターに搬入し、焼却または破碎処理を行った後、残渣を広域圏最終処分場で埋立処分しています。

資源ごみのうち、空きビンや蛍光灯、有害ごみのスプレー缶、乾電池は、一旦広域圏清掃センターに搬入した後、民間事業者へ委託してリサイクル処理を行っています。空き缶、プラスチック製容器包装類、ペットボトル、紙パック、雑がみ、新聞・ダンボール・雑誌・チラシは、民間事業者が直接回収しリサイクルを行っています。

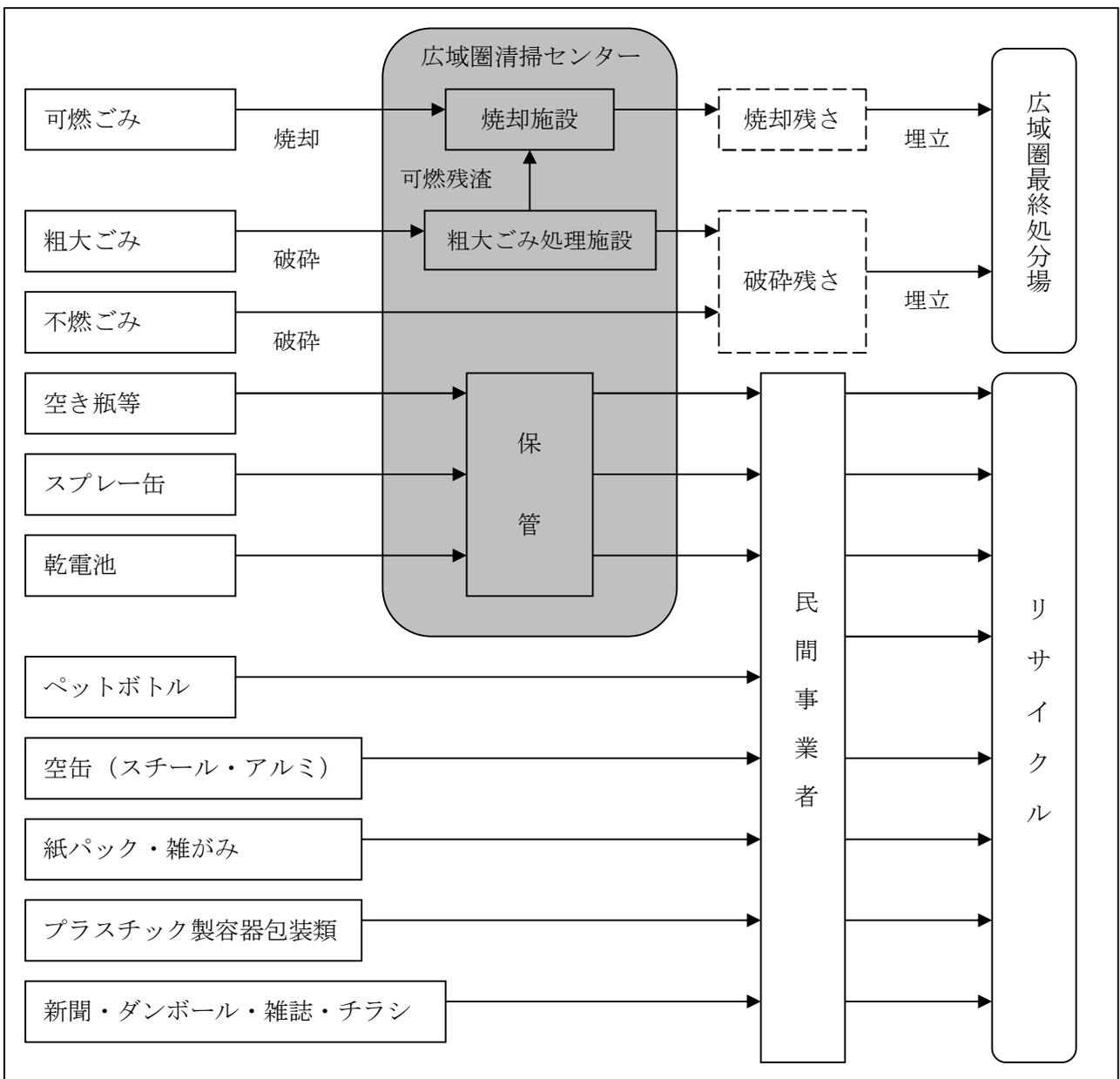


図 2-6 ごみ処理体系のフロー図

2) ごみ分別区分

本町のごみ分別区分は表 2-1 に示すとおりであり、合併後も旧町村で異なっていた分別区分や排出方式は、平成 24 年 4 月から全町統一化がなされ、令和 2 年 4 月から雑がみが追加されました。

現在 19 区分に細分化されています。

表 2-1 ごみ収集における分別区分

大区分	小 区 分	
可燃	もやせるごみ	
不燃	もやせないごみ	
資 源 ご み	空き缶	
	び ん 類	白びん
		茶びん
		青緑びん
		黒びん
	紙 類	新聞
		ダンボール
		雑誌・チラシ
		紙パック
		雑がみ
	ペットボトル	
	プラスチック製容器包装類	
	蛍光管等	
	有害 ごみ	乾電池類
スプレー缶		
使い捨てライター		
その他	粗大ごみ	

3) 収集・運搬体制

家庭系ごみの分別区分や収集回数、排出方式、収集場所などは、合併前の収集方式が継承され、地域ごとに異なる形態での収集・運搬が実施されていましたが、平成 24 年 4 月から、表 2-2 に示すとおりに統一化され、令和 2 年 4 月から雑がみが追加されました。

不燃ごみは、拠点回収・コンテナ方式で収集しています。

表 2-2 収集・運搬の方式

大区分	小区分	排出方式	収集回数	収集場所	
可燃	もやせるごみ	指定袋	2回/週	ステーション	
不燃	もやせないごみ	コンテナ	2回/月	拠点	
資源 ごみ	空き缶	ネット	2回/月	拠点	
	びん 類	白びん	コンテナ	2回/月	拠点
		茶びん			
		青緑びん			
		黒びん			
	紙類	新聞	紙ひも	数回/年	集団回収
		ダンボール			
		雑誌・チラシ			
		紙パック	ネット	2回/月	拠点
		雑がみ			
ペットボトル	ネット	2回/月	拠点		
プラスチック製容器包装類	指定袋	1回/週	ステーション		
蛍光管等	コンテナ	2回/月	拠点		
有害 ごみ	乾電池類	コンテナ	2回/月	拠点	
	スプレー缶				
	使い捨てライター				
その他	可燃性粗大ごみ	持ち込み	4回/年	地区指定	
	金属製粗大ごみ				

4) ごみ総排出量

本町のごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋資源集団回収量）は、平成 23 年度以降は増減を繰り返す傾向にありましたが、令和元年度以降は減少しています。近年は 5,100 t 前後で推移しています。

住民一人が 1 日に排出するごみの量は 780 g/人・日前後で推移しており、福井県および全国平均に比べて少なくなっています。

表 2-3 ごみ総排出量

実績年度	総人口 (人)	ごみ総排出量				1人1日当りの 排出量 (g/人・日)	中間処理後 再生利用 (t)	リサイクル 率 (%)
		計画収集量 (t)	直接搬入量 (t)	集団回収量 (t)	合計 (t)			
H23	19,608	4,805	259	602	5,666	790	403	17.7
H24	19,726	4,824	228	602	5,654	785	405	17.8
H25	19,545	4,840	257	505	5,602	785	388	15.9
H26	19,402	4,868	257	498	5,623	794	375	15.5
H27	19,231	4,750	302	461	5,513	783	365	15.0
H28	19,051	4,730	310	517	5,557	799	349	15.6
H29	18,815	4,711	373	543	5,627	819	341	15.7
H30	18,659	4,590	1,007	627	6,224	914	360	15.9
R1	18,469	4,651	461	425	5,537	819	308	13.2
R2	18,341	4,537	434	373	5,344	798	330	13.2
R3	18,198	4,450	396	323	5,169	778	373	13.5
R4	18,077	4,411	392	315	5,118	776	368	13.3

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

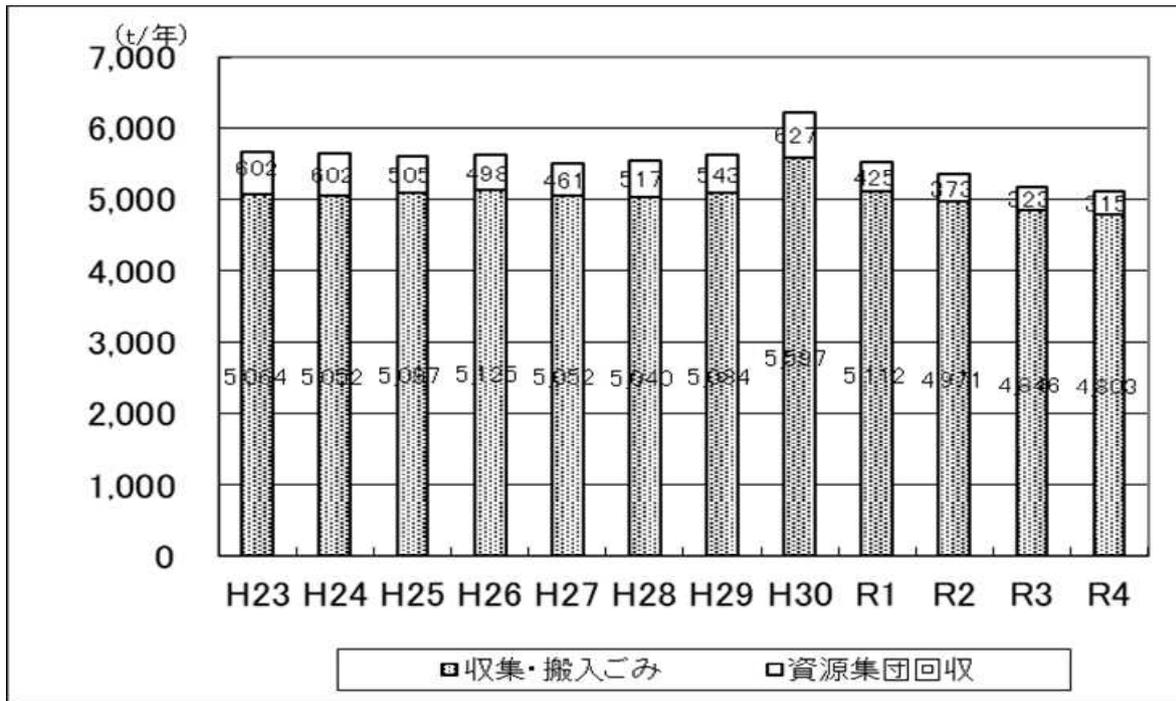


図 2-7 ごみ総排出量

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

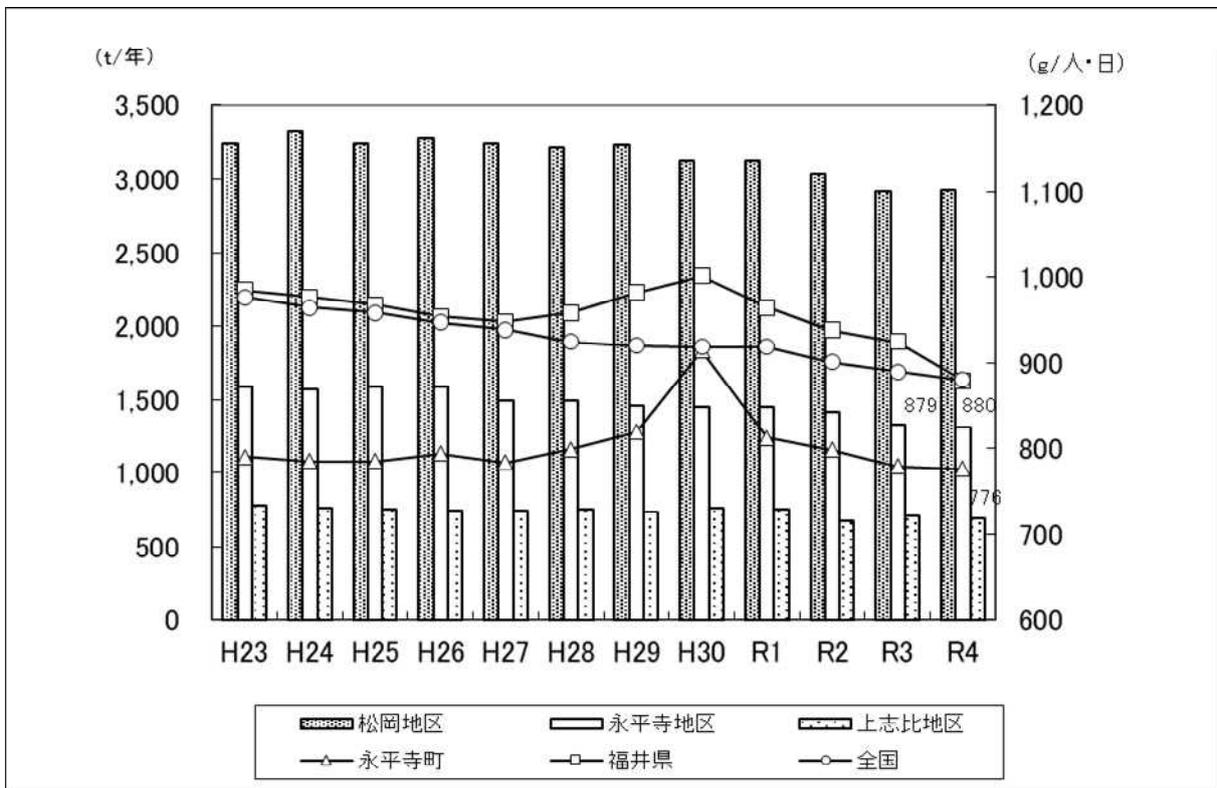


図 2-8 1 人 1 日平均排出量の推移

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

5) 区分ごとの排出量

可燃ごみと不燃ごみ排出量は、年々減少傾向で推移しております。

資源ごみの排出量もほぼ横ばいで 596～690 t/年で推移しています。平成 30 年度が高いのは資源ごみの集団回収量の増加によるものです。

粗大ごみは令和 2 年度に増加しましたが、その後は減少傾向にあります。

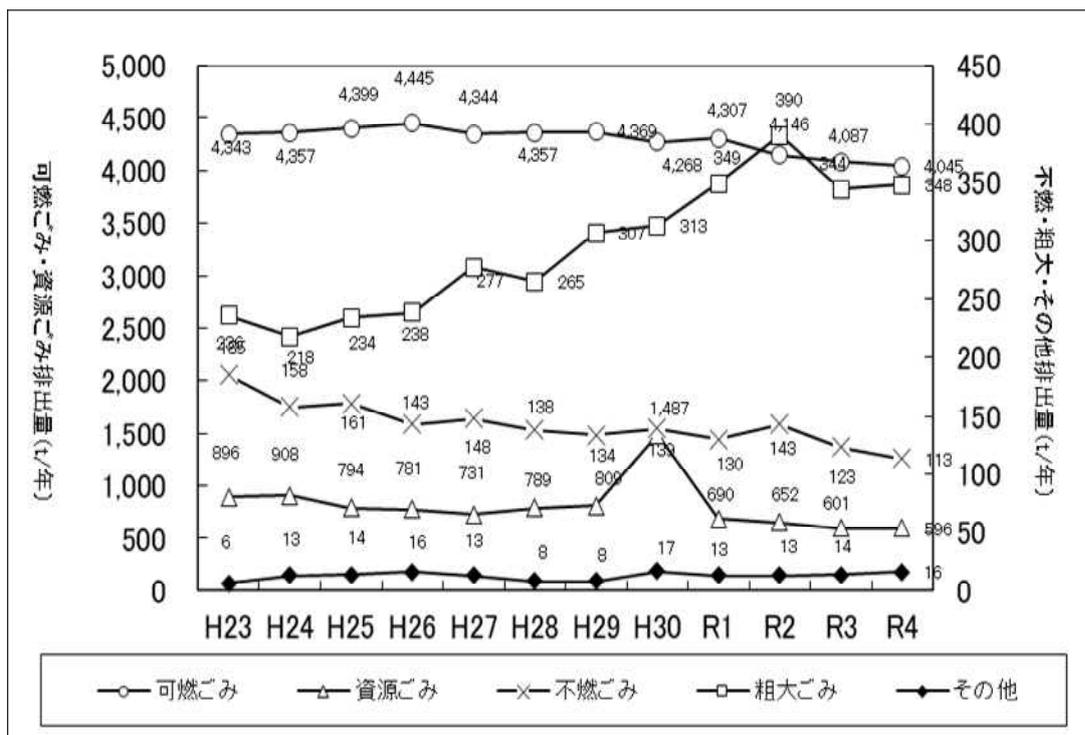


図 2-9 分別区分ごとのごみ排出量の推移

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

6) 中間処理施設

本町は、福井市・坂井市・あわら市との3市1町で広域共同事業としてごみの共同処理を行っています。

本事業では、昭和47年度にあわら市笹岡に清掃センターを建設し、昭和48年に破碎(粗大ごみ)処理施設が、昭和49年に焼却施設が操業を開始しました。その後、施設の老朽化により、新清掃センターおよび最終処分場の整備を行い現在に至っています。なお、平成26年度から5年間で、大規模改修や計装機器類の更新などの基幹的設備改良工事を実施し、令和13年度までの施設の長寿命化を図りました。そして、平成29年度からは10年間の長期包括運営委託により施設の管理を委託しています。

【福井坂井地区広域町町村圏事務組合清掃センターの概要】

- ・所在地 あわら市笹岡 33-3-1
- ・敷地面積 20,200 m²
- ・施設規模 焼却炉 74 t /24 h ×3 基=222 t
粗大ごみ処理施設 90 t ×5 h ×1 基=90 t
- ・構造 鉄筋コンクリート造および鉄骨造
一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階建て
- ・焼却炉形式 全連続燃焼式焼却炉
- ・破碎機形式 回転式破碎機
- ・公害防止装置 乾式有害ガス除去装置 ろ過式集塵機
- ・燃焼ガス冷却 自然循環ボイラー (ハーフボイラー) +水噴射ガス冷却

【福井坂井地区広域町町村圏事務組合最終処分場の概要】

- ・所在地 あわら市御簾尾、矢地、笹岡地係
- ・敷地面積 41,300 m²
- ・埋立容積 231,000 m³
- ・埋立期間 令和10年度まで
- ・埋立廃棄物 焼却残さ、破碎残さ
- ・遮水壁規模 壁長 201.6m
- ・浸出水調整池 容量 9,700 m³
- ・洪水調整池 容量 19,100 m³
- ・浸出水処理施設
 設備規模 鉄筋コンクリート造
 処理能力 200 m³/日
 処理方式 C a 除去処理、生物処理(酸化・硝化・脱窒) +凝縮沈殿+砂ろ過+活性炭+減菌

7) 処理・処分量の実績

福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターにおける処理・処分量の実績を図2-10、図2-11に示します。これによりますと、直接焼却量が4,600t/年前後から4,000t/年前後に、減少しています。粗大ごみ(破碎)処理量が400t/年前後から380t/年前後と減少していますが、資源化量は140t/年前後から400t/年前後に増加傾向にあります。焼却残さの埋立処分量は740t/年前後で、減少傾向となっています。

平成27年度以降は、焼却残さ量と処理残さ量を合わせて計量した数値となっています。

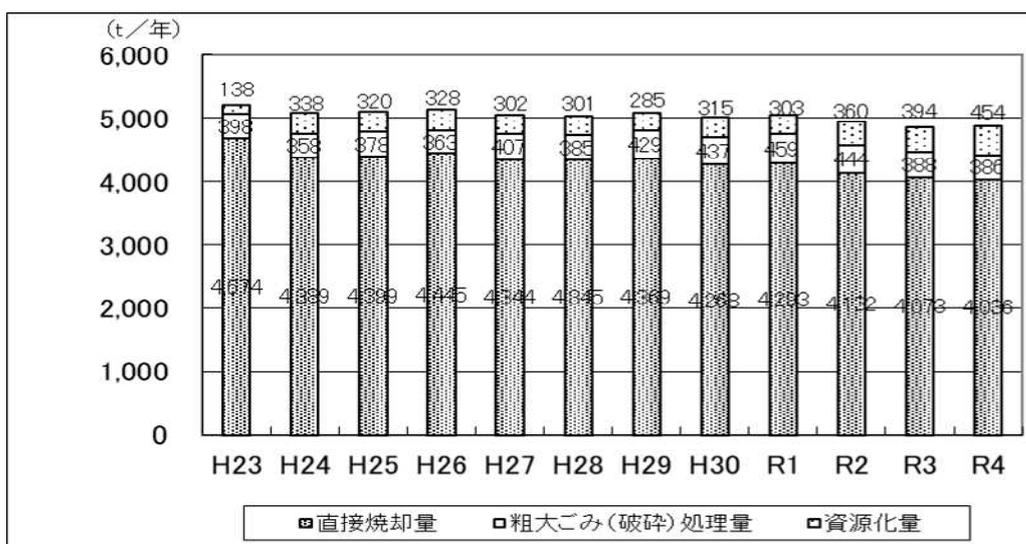


図2-10 ごみ処理量の推移

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

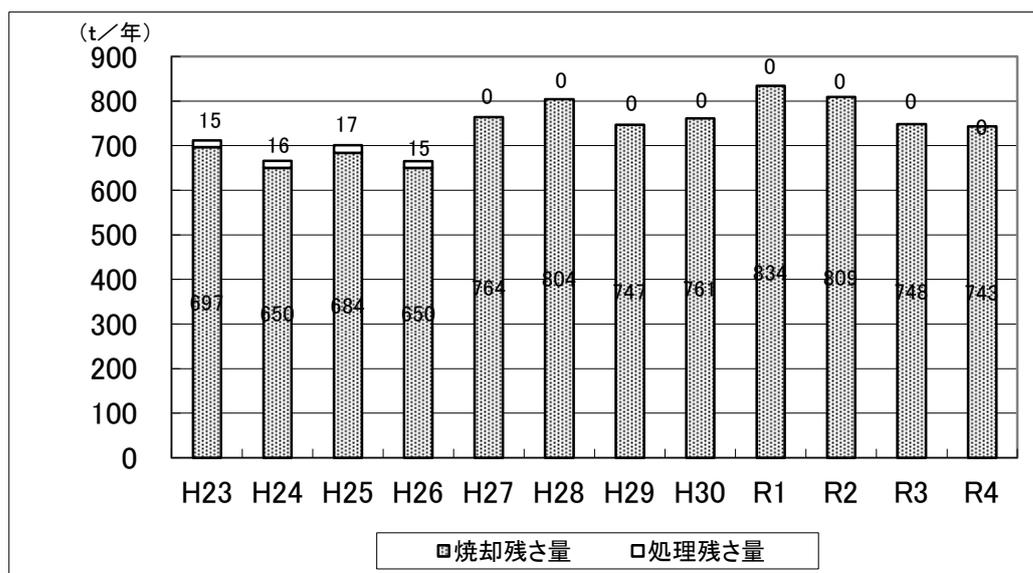


図2-11 最終処分量の推移

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

8) リサイクル率の推移

本町のリサイクル率は平成 25 年度以降低下しており、令和 4 年度は 13.3%でした。

収集方法別のリサイクル量では、平成 30 年度までは集団回収が 6 割以上を占めていましたが、令和元年度から集団回収量が低下しています。プラスチック製容器包装、飲料缶、ペットボトルのリサイクルなどの中間処理後再生利用は横ばい状態です。

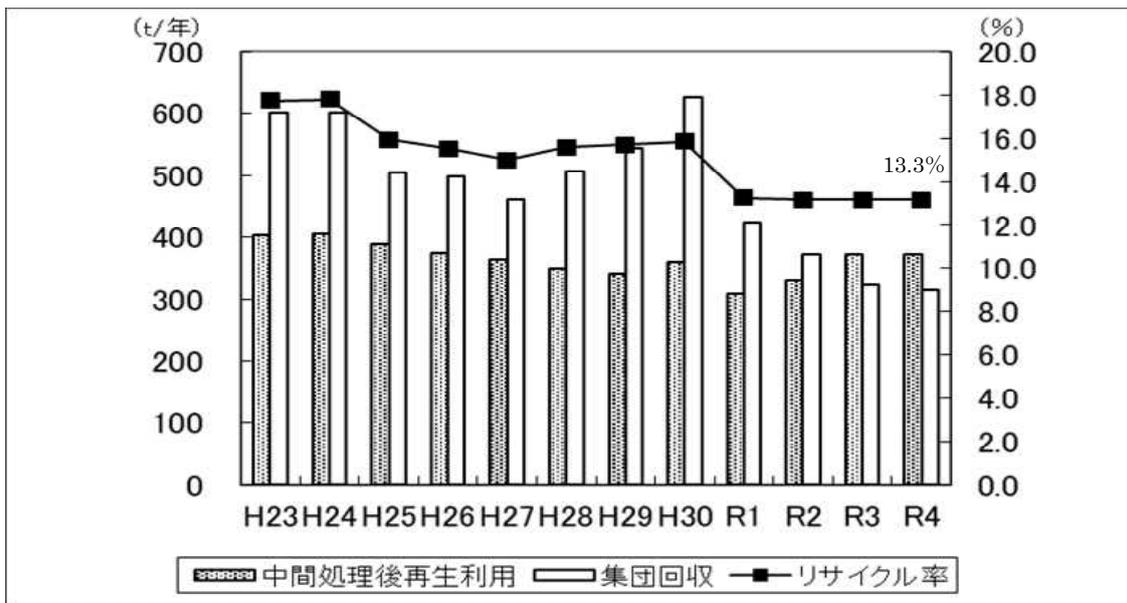


図 2-12 収集方法別のリサイクル率の推移

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

表 2-6 ごみ総排出量とリサイクル率の推移

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

実績年度	総人口 (人)	ごみ総排出量				1人1日当たりの排出量 (g/人・日)	中間処理後再生利用 (t)	リサイクル率 (%)
		計画収集量 (t)	直接搬入量 (t)	集団回収量 (t)	合計 (t)			
H23	19,608	4,805	259	602	5,666	790	403	17.7
H24	19,726	4,824	228	602	5,654	785	405	17.8
H25	19,545	4,840	257	505	5,602	785	388	15.9
H26	19,402	4,868	257	498	5,623	794	375	15.5
H27	19,231	4,750	302	461	5,513	783	365	15.0
H28	19,051	4,730	310	517	5,557	799	349	15.6
H29	18,815	4,711	373	543	5,627	819	341	15.7
H30	18,659	4,590	1,007	627	6,224	914	360	15.9
R1	18,469	4,651	461	425	5,537	819	308	13.2
R2	18,341	4,537	434	373	5,344	798	330	13.2
R3	18,198	4,450	396	323	5,169	778	373	13.5
R4	18,077	4,411	392	315	5,118	776	368	13.3

$$\text{リサイクル率 (\%)} = (\text{集団回収量} + \text{中間処理後再生利用}) / \text{ごみ総排出量}$$

9) 処理費用の実績

平成 30 年度から令和 4 年度のごみ処理経費の推移を表 2-7 に示します。

ごみ処理経費は、年々増加しておりましたが、令和 2 年度で再び減少しています。人口一人当たりの経費やごみ 1t 当たりの経費でも、令和元年度までは年々増加していましたが、令和 2 年度で減少、令和 4 年度では増加しています。

※ ごみ処理経費は、次の費用を示しています。

- ・ 人件費 ……ごみ処理に係わる町職員人件費
- ・ 委託費 ……収集運搬から最終処分までの処理委託に要する費用
- ・ 組合分担金 ……福井坂井広域市町村圏事務組合への分担金
- ・ その他 ……その他上記に含まれない費用

表 2-7 ごみ処理経費の推移

区分	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人件費	千円	4,492	4,743	4,743	4,375	4,527
委託費	千円	85,704	87,884	89,583	90,775	91,995
組合分担金	千円	119,161	122,013	114,026	112,787	125,075
その他	千円	4,848	4,649	3,474	4,200	4,360
経費 計	千円	214,205	219,289	211,824	212,137	225,957
人口	人	18,659	18,469	18,341	18,198	18,077
1人当たり経費	円/人	11,480	11,873	11,549	11,657	12,500
ごみ排出量	t	6,224	5,489	5,344	5,169	5,118
ごみ 1t 当たり経費	円/t	34,416	39,951	39,638	41,040	44,149

資料：環境省資料（一般廃棄物処理実態調査）

10) 類似団体との比較

環境省は、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化ガイドラインの一つとして、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成25年4月改定）を取りまとめ、循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のため、「市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により、その結果を住民に対し、公表するものとする。」としています。

環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて、令和4年度時点における、本町と産業構造及び人口が類似している団体との比較結果を下図に示します。

本町は、人口一人一日当たりごみ総排出量、人口一人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用はいずれも平均よりも抑えられており比較的良好です。しかしながら、廃棄物からの資源回収率は平均より低く、また廃棄物のうち最終処分される割合は平均よりも多くなっており、課題であることがわかります。



第3節 上位計画・関連計画

1) 循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月第4次計画閣議決定）

循環型社会形成推進基本計画は、将来像として、「誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保できた世界」であり、「環境的側面及び経済的側面、社会的側面の総合的向上」を掲げた上で、重要な方向性として以下の5つを示し、その実現に向けておおむね2025年までに国が講ずべき施策をまとめています。

また、近年毎年のように国内で発生している大規模災害に備え、地方自治体レベルでの災害廃棄物対策が求められています。

- ① 地域循環共生圏形成による地域活性化
- ② ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③ 適正処理の更なる推進と環境再生
- ④ 災害廃棄物処理体制の構築
- ⑤ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開

2) 福井県廃棄物処理計画（令和3年3月改定）

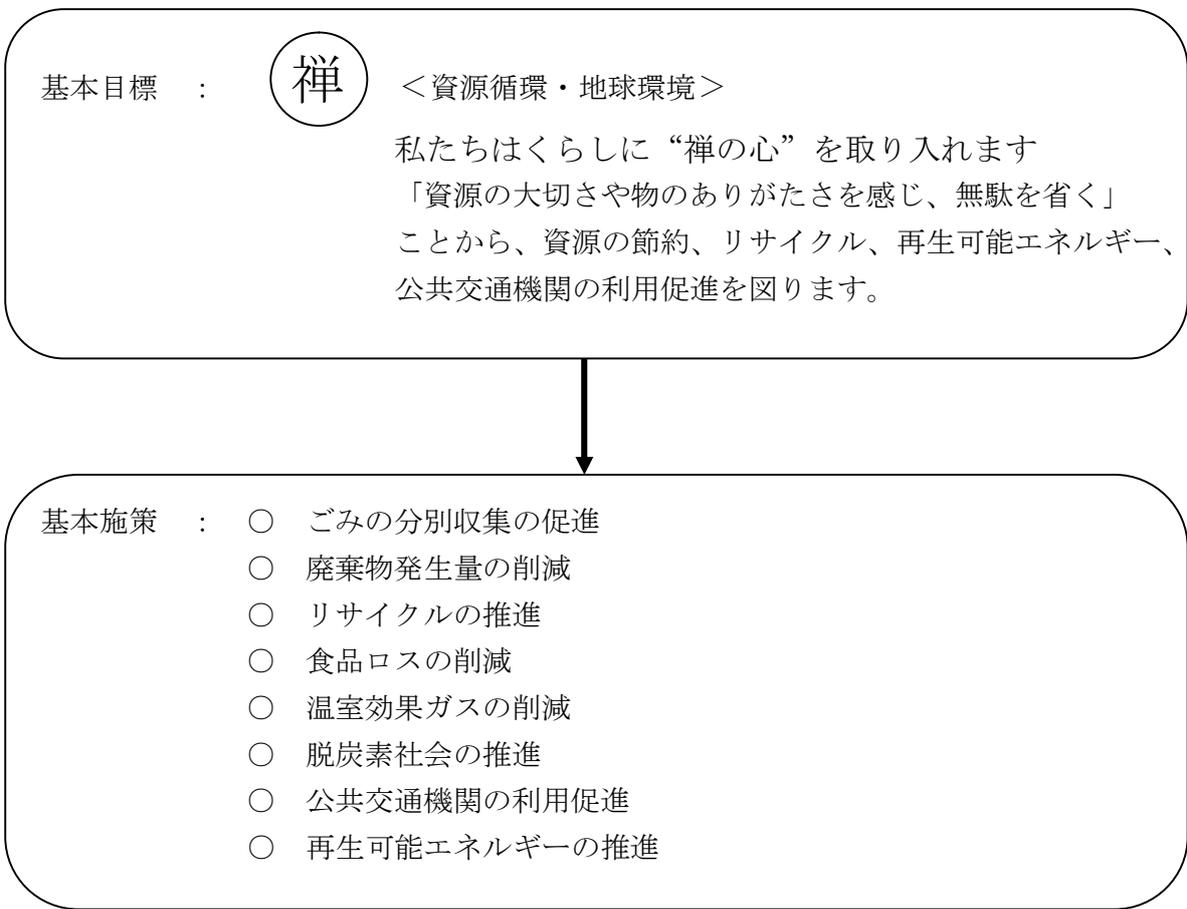
平成28年3月に策定された「福井県廃棄物処理計画」では、廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理等を推進してきました。環境への負荷が低減される循環型社会づくりをさらに推進していく具体的な行動計画として策定したものです。令和3年3月に改定され、計画の期間を令和3年度から7年度までの5年間とし、「1人1日あたり45gのごみ減量化」を行うことで、1人1日あたりのごみ総排出量858gを目標として掲げているほか、リサイクル率21.0%などの目標を掲げ、その実現に向けて各種減量化方策を示しています。

目標の期間：令和3年度～令和7年度（5年間）
目標年度：令和7年度（2035年度）

3) 永平寺町環境基本計画（令和5年3月策定）

永平寺町環境基本計画は、目標年度を令和9年度とし、環境未来像として「禅の心が息づく 持続可能なまち えいへいじ」を掲げ、その実現に向けて永平寺町の環境保全施策の方向性、住民、事業者、町の各役割を示したものです。環境未来像の実現に向けて、基本目標は5つの視点（“自然環境”、“資源循環”、“地球環境”、“生活環境”、“人づくり”）で構成し、18の基本施策に基づいて取組みを進めています。

特に、基本目標「禅の心」「資源循環」・「地球環境」については、ごみの分別収集の促進、廃棄物発生量の削減、脱炭素社会の推進などの取組みを掲げています。



第4節 現状における課題

永平寺町のごみ処理の現状及び国や県の動向を踏まえ、現状における課題を整理します。

1) ごみ排出量の削減に向けた取組みの推進

永平寺町のごみ排出量は、令和4年度では5,118 tで人口1人1日当たりでは776 g/人・日となっています。これは、福井県(878 g/人・日)や全国(880 g/人・日)と比較した場合、十分少ない排出量となっています。

しかし、福井県廃棄物処理計画で定めたごみ排出量の目標値が858 g/人・日、永平寺町環境基本計画における住民一人当たりのごみ排出量の目標値が690 g/人・日となっていることから、今後もごみ排出量の削減に向けた取組みを推進することが必要です。

2) リサイクル率向上に向けた取組みの推進

過去10ケ年のリサイクル率をみてみると、ここ4年は減少傾向にあり、13~15%前後で推移しています。令和4年度で比較しますと、永平寺町のリサイクル率は13.3%、福井県が17.1%、全国が19.6%となっており、福井県とほぼ同程度、全国に比べると下回っているのが現状です。また、永平寺町環境基本計画におけるリサイクル率の目標値は25.0%となっています。

永平寺町では、資源ごみの分別収集によりリサイクルを進めています。現在、アルミ、スチール、ペットボトルなど15品目の資源化をしていますが、製品プラスチック類や小型電子機器等が未実施となっていますので、今後これらの未実施の検討が課題としてあげられます。

3) ごみの収集・運搬体制の検討

現在、本町では可燃ごみとプラスチック製容器包装ごみはステーション方式、不燃ごみと資源ごみ(びん、空缶、ペットボトル、雑がみ等)、有害ごみは拠点回収方式、新聞・雑誌・段ボールなどの紙類の資源ごみは集団回収、粗大ごみは年4回の地区別方式を採用していますが、ごみの収集・運搬体制については、効率的でかつ公平な収集・運搬体制に適宜見直しを行い、ごみの減量化とリサイクル率の向上に資することが求められます。

4) 災害廃棄物への対応

近年、国内で発生している大規模災害に備え、本町においても災害廃棄物の仮置き場候補地の選定や災害時における一般廃棄物処理事業の継続的遂行など、災害発生時への備えをする必要があります。

Ⅲ ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本方針

1). ごみ処理の基本的方向

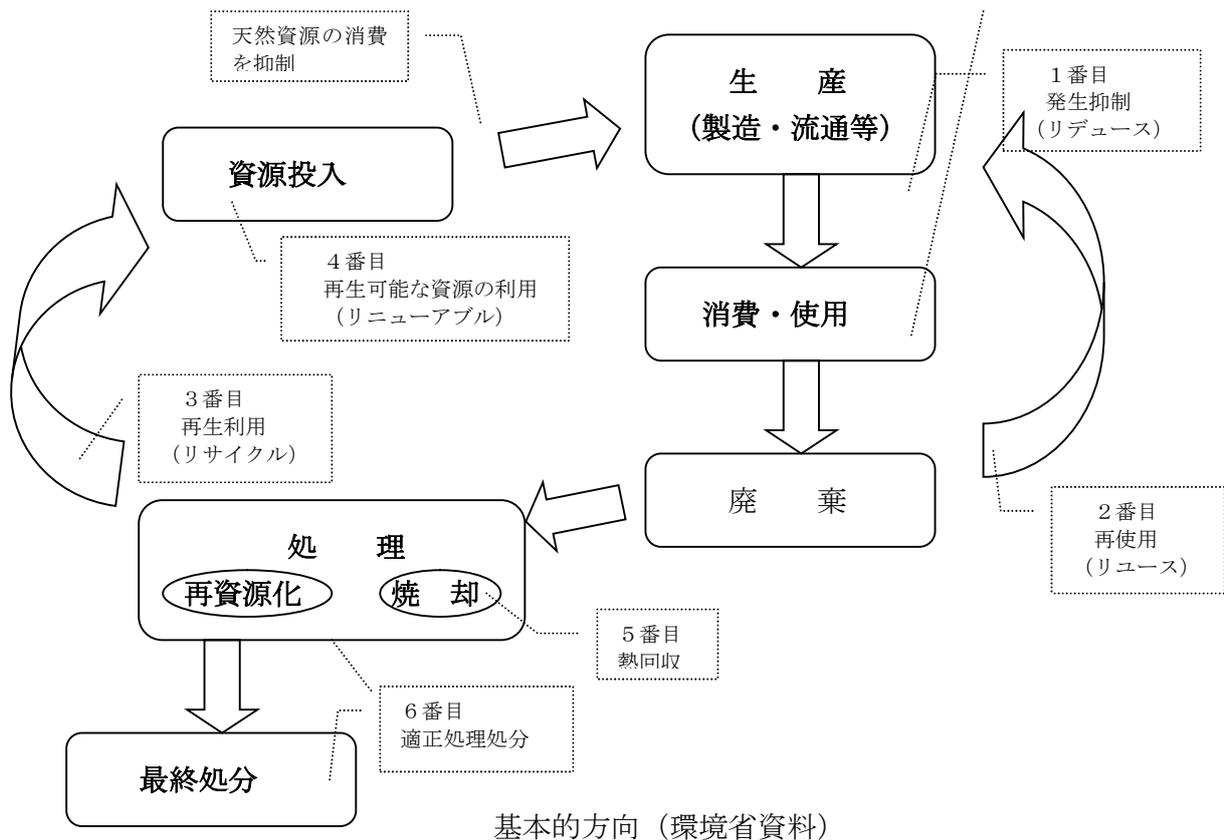
持続的な発展が可能な社会を構築していくためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の行動形態を改め、循環型社会へと転換する必要があります。

循環型社会とは、まずは製品等がごみとなることを抑制し、次に排出されたごみはできるだけ再使用、再生利用し、最後にどうしても利用できないものは適正処分することが徹底されることにより実現される社会、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会です。

この循環型社会において、製品等が廃棄物となった場合の施策の優先順位は、循環型社会形成推進基本法において、第1に発生抑制（Reduce：リデュース）、第2に再使用（Reuse：リユース）、第3に再生利用（Recycle：リサイクル）、第4に再生可能な資源への転換（Renewable：リニューアブル）、第5に熱回収、最後に適正処分とされています。

また、平成27年9月に「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットで採択されました。このSDGsは、平成28年から令和12年までの国際目標となる持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されており、このうち、「12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する」をはじめとして、「2 飢餓をゼロに」「11 住み続けられるまちづくりを」「13 気候変動に具体的な対策を」「14 海の豊かさを守ろう」の分野は特に本計画との関連性が高く、計画を推進することでSDGsの達成に貢献できると考えられます。

本計画においても、循環型社会形成に向けたごみ処理の基本的方向として、この優先順位に従い、持続可能な社会づくりを進めて行くものとします。



2). ごみ処理の基本方針

永平寺町におけるこれまでのごみ処理の現状や循環型社会の形成に向けた基本的方向を踏まえ、本計画では以下の3つの基本方針を定め、住民・事業者・町が協働してごみ処理に係わる取り組みを進めていきます。

基本方針 1	ごみの発生・排出を少なくする。
基本方針 2	ごみの再利用・有効活用を進める。
基本方針 3	環境に配慮したごみ処理を行う。

第2節 総排出量および処理量等の予測値と目標値

現状の分別区分および処理体系に基づき総排出量（計画収集＋直接搬入＋集団回収）および処理量等の予測結果および目標値を以下に示します。

1). ごみ総排出量、リサイクル率、最終処分量の予測値と目標値

令和4年度を基準年度とする本町の令和9年度の目標値を設定します。

	令和4年度 実績	令和9年度 目標値
1人1日当たり排出量 (総排出量)	776g (5,118トン)	690g (4,536トン)
リサイクル率	13.2%	25.0%
最終処分量	743トン	566トン

●人口について

永平寺町の人口は、出生率の低下並びに就労の場の不足などによる都市部への人口流出などを主な要因として毎年減少しています。このような自然動態及び社会動態は、今後とも続くものと考えられます。このため、永平寺町総合振興計画では、令和8年度における人口を18,250人と設定しています。

本計画においても総合振興計画との整合を図り、令和8年度において18,250人とします。また、令和8年度以降、本計画の目標年次までは、一定の減少率で減少するものとした。

表 3-1 行政区域内人口の推計

年度	人口(人)	年度	人口(人)
令和4年度	18,077	令和7年度	17,518
令和5年度	17,944	令和8年度	17,378
令和6年度	17,658	令和9年度	17,238

※ 令和7年度から令和8年度まで一定の割合で推移するものとして推計。
令和8年度以降も一定の割合で減少するものとした。

●ごみの総排出量等について

過去10年間の実績から将来を予測しますと、1人1日当たりのごみ排出量は780g/人・日で一定に推移するものとします。これは、福井県廃棄物処理計画の令和7年度目標値858g/人・日をすでに上回っていますが、永平寺町環境基本計画の目標値である令和9年度で690g/人・日を目標とします。これは、福井県廃棄物処理計画の、予測値から1人1日当たり約100gの減量化を行うという考え方と合致します。

これら各年度の目標値に各年度の予測人口をかけると、ごみの総排出量の目標値となり令和9年度で4,470tとします。

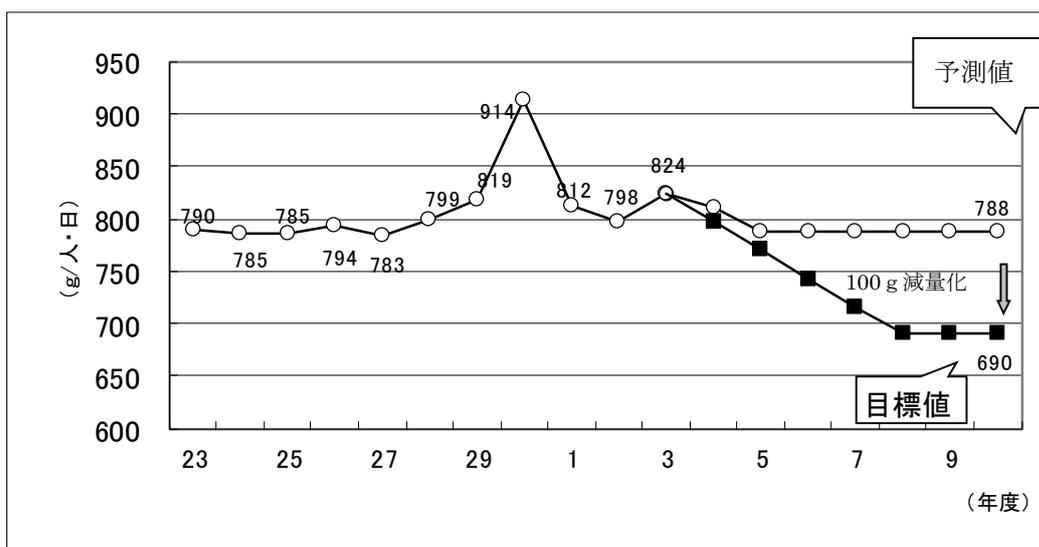


図 3-1 一人1日当たりごみ排出量の予測と目標

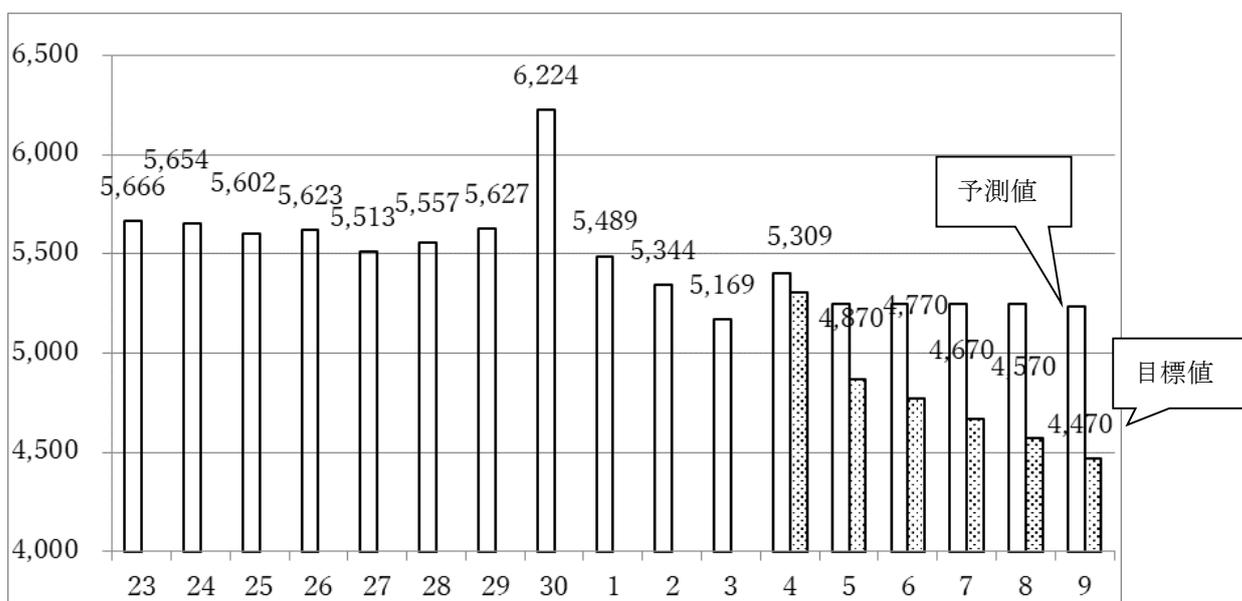
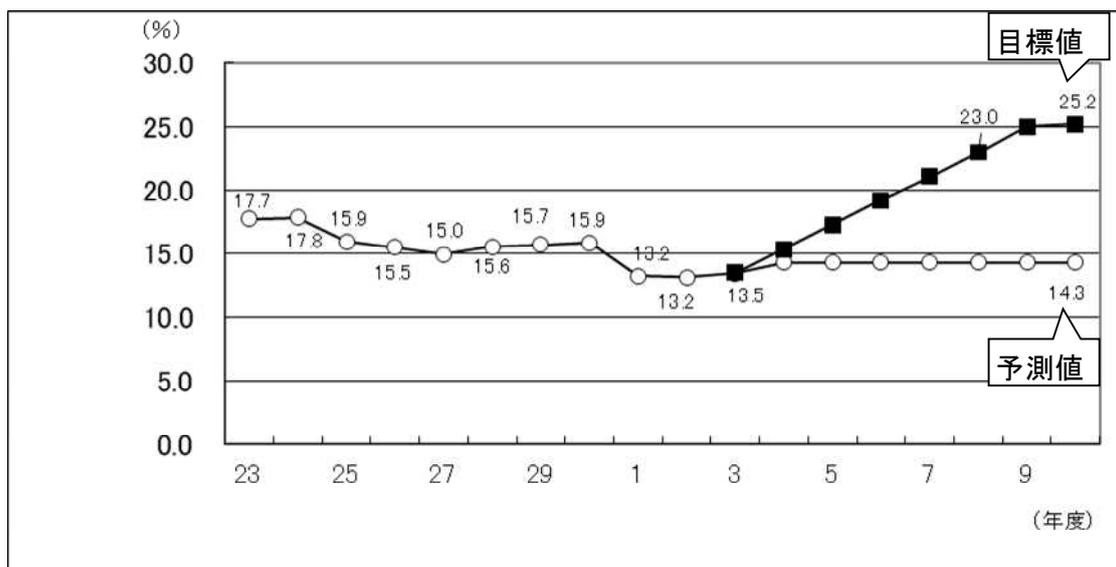


図 3-2 ごみ総排出量の予測と目標

●リサイクル率について

過去3年間の平均値13.3%でリサイクル率は一定に推移するものとして予測値とします。紙ごみの分別徹底による資源化量の増加や、廃油や剪定枝等の資源化など新たなリサイクルの実施により、まずは永平寺町環境基本計画の令和9年度で25.0%を目標とし、計画最終年度の令和9年度の目標値も25.0%とします。これは、福井県廃棄物処理計画の7年間で2.24%増という考え方を令和4年度からに置き換えたものです。

図 3-3 リサイクル率の予測と目標



●最終処分量について

ごみの排出量を削減し、リサイクル率を向上させることにより、焼却灰や燃やせないごみなどの埋め立てられる最終処分量を、668 tとすることを目標とします。

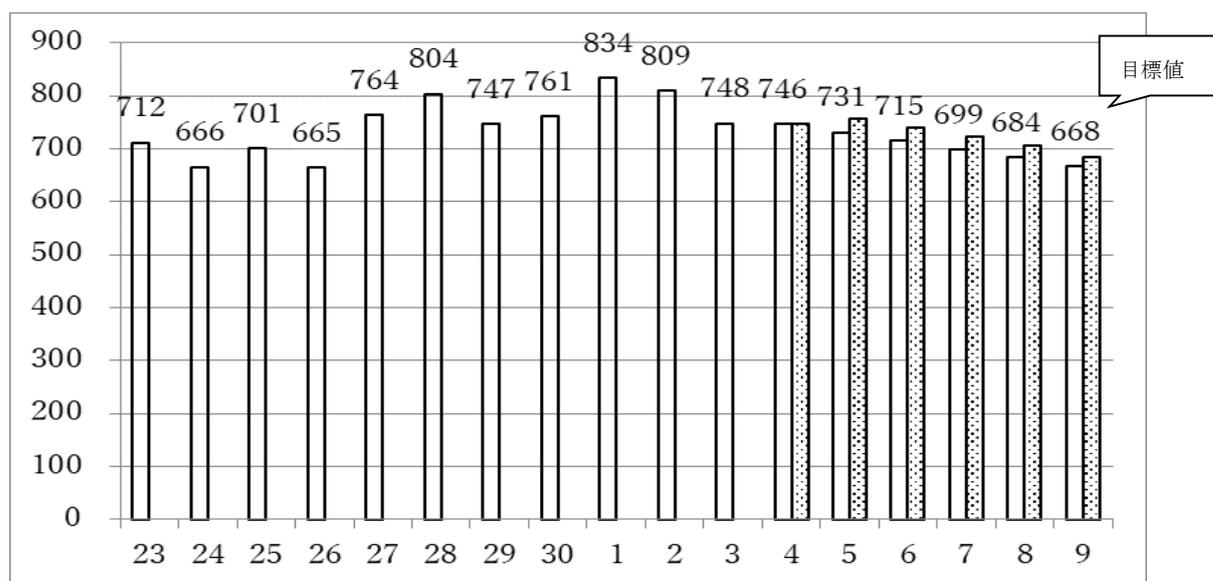


図 3-4 最終処分量の予測と目標

第3節 ごみの減量化・再生利用計画

1). 減量化目標達成のための主体の役割

目標を達成するため、住民・事業者・町の三者が相互に連携を図りながら、それぞれが適切な役割を担って取り組むことが重要です。以下に各主体に求められる役割と具体的な取組みを示します。

【住民】

住民は自らがごみの排出者であり、環境へ負荷を与えていることを認識したうえで、ごみの排出抑制や減量化、適正処理への取り組みを行うことが望まれます。そのため、これまでの大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直し、商品等の買い物時、使用時及び廃棄時などの各段階において、排出抑制・再使用・再生利用を意識した取り組みを進めることにより、環境への負荷を低減する生活の実践を心がける必要があります。

また、町や地域のごみの排出抑制や資源化等の取り組みに積極的に参加・協力します。

表 3-2 住民の取り組み

基本方針	主な取り組み
ごみの発生・排出を少なくする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使い捨て製品の購入を自粛します。 ・ 過剰包装は辞退し、簡易包装を推進します。 ・ エコバッグ、マイバッグを利用し、レジ袋を削減します。 ・ 詰め替え製品を購入します。 ・ 再使用や修理ができる製品を購入します。 ・ 購入した製品は、できる限り長期間使用します。 ・ レンタルやリース制度を利用します。 ・ リターナブルびんを使った商品を購入します。 ・ 食べ残しや廃棄食品をなくすよう、食生活を見直します。
ごみの再利用・有効活用を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源物の分別を徹底します。 ・ 集団回収へ参加します。 ・ フリーマーケット、不用品交換システムを活用します。 ・ 再生素材、未利用バイオマス資源から作られたリサイクル製品を購入します。
環境に配慮したごみ処理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ出しルールを守ります。 ・ ごみの分別を徹底します。 ・ ごみステーションを管理します。 ・ ごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。

【事業者】

事業者は、事業系ごみの排出者としてのごみの排出抑制、分別の徹底を行うとともに、事業活動に当たっては、使い捨て製品の販売・過剰包装の自粛、拡大生産者責任を踏まえた製品の長寿命化や使用済み製品の引き取りなどが期待されます。

また、環境マネジメントシステムなどの導入によって、事業活動における環境配慮行動の実践、消費者の発生抑制・再使用・再生利用に関する行動を促すような製品・サービスの提供のほか、消費者としてグリーン購入を実施するなどの取り組みが期待されます。

表 3-3 事業者の取り組み

基本方針	主な取り組み
ごみの発生・排出を少なくする。	<ul style="list-style-type: none">・ 使い捨て製品の製造や販売を自粛します。・ 過剰包装を自粛し、簡易包装を推進します。・ エコバッグ、マイバッグ運動を展開し、レジ袋を削減します。・ 詰め替え製品、再使用や修理ができる製品の販売を促進します。・ 製品製造の過程における廃棄物の発生を少なくします。
ごみの再利用・有効活用を進める。	<ul style="list-style-type: none">・ 循環資源を原材料とする製品を販売・利用します。・ 製品が廃棄される時点で、リサイクルしやすい製品を開発・販売します。・ 使用済み製品や部品は、できる限り再使用します。・ スーパー等では、回収ボックスなどを設置します。・ ダンボール、発砲スチロールなどの梱包資材は、リサイクルします。・ 排出者として資源物を分別収集します。
環境に配慮したごみ処理を行う。	<ul style="list-style-type: none">・ ごみの分別を徹底します。・ ごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。・ 事業所周辺や所有地を適正に管理し、不法投棄されないよう常に清掃及び整理整頓を心がけます。

【町】

町は、一般廃棄物の処理責任者として、ごみの分別収集や廃棄物処理施設の整備など一般廃棄物に関する発生抑制・再使用・再生利用及び適正処理を推進するとともに、事業者・消費者として、グリーン購入などに自らが率先して取り組みます。

また、住民や事業者へのごみに関する情報の提供、普及啓発、環境教育の実施などにより、住民、事業者の取り組みを促進するとともに、連携して地域の特性に応じた循環型社会の形成に向けた施策を総合的、計画的に進めます。

表 3-4 町の取り組み

基本方針	主な取り組み
ごみの発生・排出を少なくする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）+ Renewable（再生可能な資源に替える）を推進します。 ・ ごみの発生や排出を抑制するため、住民、事業者へ支援や情報提供を行います。 ・ 小売業者へ過剰包装の自粛要請と、消費者へのこれらの製品の購入自粛を啓発します。 ・ 小学生や中学生を対象に環境教育活動を行います。 ・ 環境に配慮されたグリーン製品の使用を推奨します。 ・ 自らが事業所としての役割を担います。
ごみの再利用・有効活用を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団回収を支援します。 ・ 住民や事業者の意識を啓発します。 ・ 再利用等を行う事業者への支援を行います。 ・ ごみの分別区分や排出方法をまとめた「ごみ分別の手引き」を配布します。 ・ 分別収集した資源物の資源化を推進します。
環境に配慮したごみ処理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ステーションに排出されたごみを収集・運搬します。 ・ 燃やせるごみ、燃やせないごみや粗大ごみを適正に処理します。 ・ 廃棄物の処理施設の維持管理に協力します。 ・ 監視パトロールを強化し、不法投棄を防止します。

2). 具体的な取り組み方策

①集団回収の促進

町内会やPTA・学校等が行う資源物の集団回収は、直接ごみの減量化につながるとともに廃棄物の循環的利用の促進となり、その活動を通じて環境意識の向上が期待できます。これまでも集団回収を促進するため回収量に応じて奨励金を交付してきましたが、今後も継続するとともに、紙製容器包装類や可燃ごみとして処分していた紙類についても資源としての回収に努めます。

また、集団回収の機会は年数回であることから、24時間体制で資源ごみの受け入れが可能な施設（ストックヤード）を導入しました。

②生ごみの減量化・自家処理の推進

家庭から排出されるごみの中で、生ごみは重量的に大きな割合を占めることから、ごみの発生・排出抑制策の一つとして各家庭での生ごみの減量化対策は有効です。

家庭でできる生ごみの減量化対策には、廃棄食品や食べ残しなどの食品ロスを少なくすることによって発生そのものを少なくすることが大切です。また、生ごみは多くの水

分を含んでいることから、排出時に水切りを徹底することが減量化につながります。これらの実践に向けた啓発に努めます。

③教育・啓発活動

広報誌や地元説明会などを通じて、ごみの減量化の必要性や取り組みによって得られる効果、実践事例の紹介などについて情報発信するとともに、住民や事業者の意識啓発を推進します。

特に、環境美化推進員の研修を充実させ、ごみ減量化、リサイクルの推進に向けた地域のリーダーとしての意識づけと継続的な取り組みを推進します。

また、町民や小中学生を対象とした環境教育を実施し、資源のリサイクルや循環型地球環境社会の形成について意識啓発を図ります。

3). 分別収集システムの普及

分別区分、回収頻度を見直すとともに、循環型社会の形成に向けた分別収集システムの構築を目指します。現在19区分に細分化されていますが、今後は製品プラスチック類、廃食油、紙製容器包装類、使用済小型電子機器類、充電式（リチウム・ニカド・ニッケル）電池等の分別に向けて取り組むとともに、集団回収等をさらに推進し、リサイクル率の向上に努めます。

表 3-5 各分別品目の処理およびリサイクルの流れ

分別区分		処理施設等	処理内容またはリサイクル品	
可燃	可燃ごみ	清掃センター	焼却 ⇒ 最終処分場に埋立	
不燃	不燃	割れ物など	清掃センター	
		金属	清掃センター ⇒ 精錬所 or 製鉄所	
資源 ごみ	空き缶	アルミ	精錬所	
		スチール類	製鉄所	
	びん類	白びん	清掃センター	
		茶びん	⇒ ビンリサイクル工場	
		青緑びん	清掃センター	
		黒びん	⇒ コンクリート製品工場	
	紙類	新聞	製紙工場	
		ダンボール		
		雑誌・チラシ		
		紙パック		
		雑がみ		
	ペットボトル		ペットボトルリサイクル工場	新たなペットボトル、卵のパック、衣類などの再生繊維製品、内装材として利用
	プラスチック製容器包装類		プラスチックリサイクル工場	倉庫などで運搬に使われるパレット、プリンターなどのプラスチック原料に利用
	蛍光管等		清掃センター ⇒ 蛍光管リサイクル工場	ガラス部分は断熱材などに利用、アルミ部分はアルミ製品に利用
有害 ごみ	乾電池類		清掃センター ⇒ 乾電池リサイクル工場	
	スプレー缶		清掃センター ⇒ 製鉄所	
	使い捨てライター		清掃センター	
粗大 ごみ	粗大 ごみ	可燃性	清掃センター	
		金属製	製鉄所	

IV 計画の推進

第1節 計画の周知

本計画で検討した事項の普及を図るためには、住民、事業者の理解と協力が必要となります。このため、本計画で検討した内容については、以下の取組を通じて周知を図っていきます。

- 本計画概要版等を活用した住民への周知説明
- 町広報やホームページを通じた減量化の取組などについての情報発信

第2節 計画の進行管理

本計画の内容を着実に推進していくため、以下に示すとおり、推進体制の整備を図るとともに、進行管理を行います。

1. 推進体制の整備

推進体制としては、基本的に永平寺町環境基本計画の推進体制を活用します。これによって、本計画が永平寺町環境基本計画の“禅の心”を取り入れた循環型社会に関連する部分の実行計画であることを明確に位置付け、住民・事業者・町の3者による協働の取組を進めます。また、住民による取組を強化するため、区長、環境美化推進員、各種関係団体との連携による普及を推進します。

2. 進行管理

進行管理は、本計画で定められている各目標値について、PDCAサイクルに基づいて把握、評価していきます。これによって、計画の進捗状況を管理していくとともに、住民や事業者に対して広報誌などを通じて公表していきます。

永平寺町一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）

発行日：令和 7 年 4 月

発行：永平寺町

編集：永平寺町住民税務課

〒910-1192

福井県吉田郡永平寺町松岡春日 1-4

電話番号：0776-61-3945

FAX 番号：0776-61-3464
